

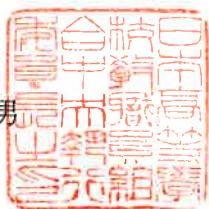
2019年6月12日

国民民主党
代表 玉木 雄一郎 様

日本高等学校教職員組合

中央執行委員長 田村 已知男

要 望 書



平素より、私たち日高教の取り組みに格段のご理解を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、教育を取り巻く環境が大きく変化し、教育的ニーズが多様化するなか、私たち教職員は、教育に対する国民の期待と負託に応えるべく、日々教育活動に全力を傾注しています。

現在、文部科学省においては、中央教育審議会にて1月に答申された「学校における働き方改革に関する総合的な方策」に対応する施策が検討及び実施されている状況です。加えて、4月には文部科学大臣から中央教育審議会に対して新たに「新しい時代の初等中等教育の在り方について」が諮問され、新時代に対応した義務教育の在り方及び高等学校教育の在り方が審議される状況です。さらに、政府の教育再生実行会議からは「新時代に対応した高等学校改革」が公表され、人生100年時代や「Society5.0」など次世代を見通す新たな取り組みへの対応が求められています。

これらの取り組みを具体化し、高校・中等教育学校及び特別支援学校(以下、高校等とする)において「児童生徒一人ひとりに充実した教育」を保障するためには、教育関係予算を大幅に増額するとともに、教職員定数や教職員の待遇・勤務条件等の改善、施設・設備の充実を図る必要があります。

つきましては、教育施策・予算等について、別添の日高教『高校・中等教育学校及び特別支援学校教育予算の増額・充実に関する要望書』における事項とともに、下記事項の早期実現を強く要望いたします。

記

1. 学校における働き方改革の検討においては、次の事項を踏まえたものとなるよう国会等で審議されたい。特に、義務段階と異なる高校等の特殊性(様々な職種や定時制・単位制課程のある点も踏まえて)を反映したものとされたい。

(1) 教職員のワーク・ライフ・バランスを図るとともに、高校等教育の質向上に資するため、時間外勤務抑制のための実効ある措置を早急に講じられたい。

① 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に示された「勤務時間の上限の目安時間」が達成できるよう、実効性ある取り組みを図られたい。具体的には、各教育委員会が学校における業務及び業務分担の明確化と業務管理の適正化を行う環境を整えられたい。

② 教職員の勤務時間を客観的に把握するためタイムカード等の整備に要する財政的支援を行われたい。

③ 「在校等時間」の法的位置づけについて、公務災害認定、教職調整額、時間外勤務手当などの関係を整理し、勤務実態調査等を参考として、公務災害認定対象時間となるよう法制化を図られたい。

- ④ 時間外勤務に関して、当該時間に実施する業務について、採点や成績処理などの本務業務及び学習指導や生徒指導などの他律的業務については超過勤務手当及び休日勤務手当の支給対象となるよう法制化を図られたい。加えて、教材研究や授業の質的向上に繋がる業務などの教員業務の特殊性に基づくものは、引き続き教職調整額制度を維持し、当面は、水準を8%程度にされたい。給特法の見直しに伴う財源は、政府の責任において措置するとともに、教育国債、教育保険料及びスポーツくじの拡充など様々な財源手段を検討されたい。
- ⑤ 勤務時間の上限規制に関して、国家公務員における人事院規則改正及び総務省通知(含む留意事項通知)においては、勤務時間の上限を超える場合の「他律的業務の比重が高い部署」の概念について、高校等においても明確に対象として位置付けされるよう法制化を行われたい。
- ⑥ 夏季休業期間における業務の在り方については、1年単位の変形労働時間制を導入する場合、特に新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等について、時期等の変更を産業界等に促されたい。

2. 高校等における教職員定数については、次の事項を踏まえたものとされたい。

- (1) 高校等における教職員定数管理等について、高校等教育の質向上に資する目的や各種政策との関連を踏まえて、参事官(高校担当)に一元化するなど文部科学省に対して助言されたい。
- (2) 「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(以下、高校標準法とする)」を抜本的に見直すよう改正されたい。当面は、第22条を教育的ニーズ及び学校現場の実態に即したものとなるよう図られたい。特に教育の質向上、情報化、地域連携などの施策に対応できる観点で対応を行われたい。
- (3) 高校標準法について、教育の質向上に資する観点及び学校現場の勤務実態を踏まえて、増員となるよう改正されたい。
 - ① 高校標準法の算定については、学習指導要領に基づく「教職員標準業務項目・標準時間(仮称)」を法的に定め、各教職員及び各学校における必要年間業務項目・時間(仮称)を計画し、実績も含めて公表する制度を導入されたい。あわせて、「教職員標準業務項目・標準時間(仮称)」に基づく換算人員が標準定員なるように法制化を図られたい。
 - ② 高校標準法に部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ、ICT支援員や地域連携支援員(仮称)など、教育ニーズや学校現場の実態に見合った職種を位置付けられたい。なお、これらの職種に係る待遇を確保し、確実な配置を進められたい。
 - ③ 高校における特別支援教育を充実させる観点から、特別な支援の必要な生徒の指導と、教員の指導・育成にあたる特別支援学校籍の教員を加配又は定数化されたい。
 - ④ 特別支援学校において、医療的ケアの必要な児童生徒が増加する状況に対応するため、学校看護師を加配又は定数化されたい。あわせて、看護師に係る待遇を確保し、確実な配置を進められたい。
 - ⑤ 特別支援学校の寄宿舎において、部活動等による土日開舎の増加や児童生徒の多様化による個別指導の増加に対応するため、寄宿舎教員の増員を図られたい。
 - ⑥ 学校マネジメントの確立による時間外勤務の抑制に資するために教頭及び主幹教諭の複数配置を促進すること。
- (4) 高校等における加配教職員定数について、次の事項を新たに加えられたい。なお、地方財政措置の予算定員(地方財政計画人員)における加配定数は、他の行政職員定数と同様に増員となるよう図られたい。特に地方教育費調査における実支出率の高い高校段階の実態に即した対応を行われたい。

- ① 平日及び土日における時間外での学習指導や部活動に伴う超過勤務が多い全日制の高校等における新たな加配(学習指導環境改善加配(法22条4号)、課外教育活動充実加配等(法22条4号)(67自治体(含む政令市)それぞれ各50人:6,700人))を図られたい。
- ② 地域連携担当教員(法22条4号):地域との連携に基づく多様な教育を展開することへの対応(67自治体(含む政令市)各50人:3,350人)を図られたい。
- ③ 広域担当教員(法22条4号):芸術系科目・情報・家庭科など過疎地域における教育の充実への対応(47都道府県(除く20政令市)各5人:335人)を図られたい。
- ④ 地域連携担当事務職員(法22条4号):地域との連携に基づく多様な教育を展開することへの対応(67自治体(含む政令市)各30人:1,410人)を図られたい。
- ⑤ 高校等の加配措置については、各地方自治体における財政基準需要額と実際支出額や充足率が100%を超えており地域の実情を踏まえるとともに、特に近年の行政需要に伴う定員状況については、高校等のみが純減している状況であり、学校現場の実態を踏まえた対応を図られたい。加えて、文科大臣が措置する加配定数の配分にあたっては、当該充足率を反映したものとなるよう図られたい。
- ⑥ ICT支援員について、大規模校への配置及び広域運営による全校的なサポート体制を確立されたい。また、情報活用能力の育成に資する観点からICT支援員を教科「情報」におけるアシスタントスタッフとしての配置を図られたい。

2. 高校等における給与体系について、大学などの高等教育への接続及び企業をはじめとした地域社会への橋渡しを担う状況などの実態を踏まえたものとされたい。

- (1) 高い専門性に相応しい給与体系が確保されるよう図られたい。特に義務段階と同じ給与表を用いている自治体に対しては、高校等の専門性に合致した給与等を確保するよう図られたい。
- (2) 高校等に関して、次の手当等の制度化及び措置をされたい。
 - ① 医療的ケアについて、看護師等医療従事者による対応を原則とされたい。教職員が認定特定行為業務従事者として、医療的ケアを実施する場合には、その業務の特殊性等を踏まえた特殊勤務手当が支給可能となるよう図られたい。
 - ② 平日の勤務時間外に実施する部活動指導に対する手当および学級担任手当を地方財政措置の対象となるよう図られたい。
 - ③ 高校等の教育の質向上、通級指導などによる多様な生徒への対応、専門性に基づく業務実態及び人材確保の観点から高校等に勤務する教育職に対して義務教育等特別手当の割増支給や高校教育手当など新たな手当等の制度化を図られたい。
- (3) 50歳台後半層の給与については、行政職や民間を下回るなど教育職への影響が極めて大きいことから、職務・職責に応じた制度を確立するよう図られたい。

3. 高校教育の質向上に関わって、次の事項を実行されたい。

- (1) 校内の事務業務においては、効率化・標準化したシステムを構築し、ICTを活用した業務改善を推進するとともに、十分な予算措置を図られたい。
 - ① 統合型校務支援システムを国において構築し、全国的な利活用が行える環境を整備を行われたい。
 - ② 情報活用能力に資する実証的研究を行う高校等を設けるなどされたい。
 - ③ SINET開放に向けた環境整備に必要な予算を確保し、自治体間で格差が生じないように配慮されたい。
- (2) 地方交付税の算定における基準財政需要額において、高等学校費、特別支援学校費の教職員経費、生徒経費、学級経費を増額するよう地方交付税制度を改正されたい。

- (3) 産業振興及び技術革新への対応に応じた教育に資するため、専門高校に対して産業振興教育推進事業費(仮称)を文科省の単独事業として措置されるよう図られたい。具体的には、専門科目の単位数又は比率の高い高校に対して、運営事業費として措置可能な制度を確立されたい。加えて、産業教育の振興に係る運営(実習支援)基金を創設するなどして、より実践的な教育を行える環境を図られたい。
- (4) デジタル教科書の法制化に伴うデジタル補助教材等を含めた指導内容の一層の充実のために、高校等における先進的な取り組みを支援する事業費を文科省の単独事業として措置できるよう図られたい。加えて、EdTech等の活用が図れるように民間事業者及び関係省庁との連携が行えるよう制度化を図られたい。
- (5) ICT環境整備「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」について、地方財政措置によらず文科省の単独事業において、実証的事業が行われるよう図られたい。その場合、校務支援システムの普及及び情報活用能力の向上の観点から高校等を優先的に対象となされたい。
- (6) 本年度から実施される「高校生のための学びの基礎診断」がより良い施策となるよう、活用に関わる研究実践事業費(仮称)が創設され、各都道府県に3校以上の予算措置を図られたい。
- (8) 地域や大学等との連携の在り方を踏まえて、高校教育の質向上や地域の活性化・魅力化並びに地域を担う人材育成のため、高校等と地域及び企業や大学が連携した先進的な取り組みを支援する制度(スーパーバイタリティーハイススクール：SVH(仮称)、またはスーパーコミュニティーハイススクール：SCH(仮称)の創設をされたい。
- (9) 新学習指導要領の実施及び新時代に対応した高校等の教育の質向上、地域連携による人材育成等に資するために、各学校の運営経費(人件費・物件費)に充当することが可能な高等学校質的向上推進事業費(仮称)を地方財政措置によらず文科省の単独事業として措置されたい。具体的には、公立学校全校を対象として、又は学力向上、学校魅力化、地域連携等の施策計画を配賦標準とした対象校を認定し、事業費を措置できるよう制度化されたい。
- (10) 高校等における障がいのある児童生徒、不登校等の多様な課題を抱える児童生徒及び日本語指導が必要な帰国・外国人生徒等の特別な配慮が必要な児童生徒に対する支援については、地方財政措置等によらず国が責任を持って対応できるよう、文科省の単独事業による対応が可能となる制度化を図られたい。具体的には、これらの対応に必要な人員・財政措置について、文科省において単独事業として確保し、必要な自治体に支援できる制度を確立されたい。
- (12) 高校等における教育の質向上及び充実を図るため、教育基本法の「教育の実施に関する基本(第2章)」に高校教育(中等教育後期)の項目を新設し、その意義等を明示するよう法律改正を行われたい。
- (13) 高校等における給付型奨学金、貸与型奨学金など各種奨学金制度の手続きにおいて、マイナンバーカードを利用したシステムを構築し、利用できるよう総務省等と連携されたい。申請者本人及び保護者等の申請手続きをマイナンバーカードにて実施することで、所得・税額把握の手続きの簡素・効率化を図られたい。

4. 公立学校教職員の定年延長について、以下のように図られたい。

- (1) 定年延長の早期実施を行われたい。
- (2) 現在の再任用者も含め定年以降も従来業務と同様の働き方となる場合には、職務給の原則から定年以前と同等の待遇を確保されたい。